

危険物 Q & A 集

整理番号	40	区分	申請・届出	B	1
質問	危険物保安監督者の選任・解任などの届出はどこに届出すればいいですか。				
回答	危険物施設が設置されている場所を管轄する消防署に届出してください。				
根拠法令等	消防法 第13条第2項 危険物の規制に関する規則 第48条の3				